

保護者のみなさんへ

妙高市教育委員会

就学援助制度について（お知らせ）

妙高市では、経済的な理由で小学校・中学校にかかる費用にお困りの保護者に、学用品費などの一部を援助する「就学援助制度」を設けています。

援助を希望される方は、次のとおり申請してください。申請は毎年度必要となります。

平成24年3月から、新中学1年生の「新入学生徒学用品費」について、小学6年生の3月に支給時期を変更しました。

【援助の対象者】

- ① 生活保護（教育扶助）を受けている方 …… 《要保護児童生徒》
- ② 前年度又は当該年度に次のいずれかに該当する方 …… 《準要保護児童生徒》
 - ア. 生活保護の停止又は廃止の措置を受けた方
 - イ. 世帯全員が市民税非課税の方
 - ウ. 児童扶養手当の支給又は、生活福祉資金の貸付を受けている方
 - エ. 市民税、事業税、固定資産税、国民年金の掛金、国民健康保険税のいずれかの減免等を受けている方
 - オ. 世帯（学生を除く全員）の前年（平成23年分）総所得金額が、下表の目安に当てはまる世帯

家族構成〔例〕		世帯の総所得金額〔目安〕
2人	母（30代） 小学1年	186万円程度まで
3人	母（30代） 小学1年 4歳児	230万円程度まで
4人	父（30代） 母（30代） 小学3年 小学1年	303万円程度まで
5人	父（30代） 母（30代） 小学4年 小学1年 2歳児	320万円程度まで
6人	父（40代） 母（30代） 中学2年 小学4年 祖父（60代）祖母（60代）	396万円程度まで

※ 給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が目安です。

※ 事業所得者の場合、確定申告の際の所得金額が目安です。

※ 家賃を支払っている場合、上記総所得金額に約40万円を加算した金額です。

裏面もご覧ください

【要保護児童生徒へ援助する経費】

援助費目	支給区分	援助する予定額（年額）	
		小学校	中学校
修学旅行費	実費支給	実費額	実費額
医療費	実費支給	医療券発行	医療券発行
クラブ活動費（課外の部活動を含む）	実費支給（年額を限度）	2,630 円	28,780 円
P T A 会費	実費支給（年額を限度）	3,290 円	4,070 円
生徒会費	実費支給（年額を限度）	4,440 円	5,300 円

（注意）

- 1 要保護児童生徒のうち、生活保護（教育扶助）を受けていない場合は、クラブ活動費、P T A 会費、生徒会費が援助対象となります。
- 2 医療費の対象は、学校保健安全法に定めのある「結膜炎、中耳炎、寄生虫病、むし歯」などの疾病にかかる医療費が援助対象となり、医療券を発行しますので、必要な場合は学校に申し出てください。

【準要保護児童生徒へ援助する経費】

援助費目	支給区分	援助する予定額（年額）	
		小学校	中学校
学用品費	年定額支給	11,100 円	21,700 円
通学用品費（1 学年除く）	年定額支給	2,170 円	2,170 円
校外活動費（宿泊なし）	実費支給（年額を限度）	1,510 円	2,180 円
校外活動費（宿泊あり）	実費支給（年額を限度）	3,470 円	5,840 円
新入学児童生徒学用品費等	年定額支給	19,900 円 入学後 8 月支給	22,900 円 入学前に支給
修学旅行費	実費支給	実費額	実費額
通学費	実費支給（年額を限度）	38,200 円	77,200 円
給食費	実費支給	実費額	実費額
医療費	実費支給	医療券発行	医療券発行

（注意）

- 1 校外活動費（宿泊なし・あり）は、交通費及び見学料のみ援助対象となります。
- 2 新入学児童学用品費等は、当初認定者のみ援助対象となります。また、新入学生徒学用品費等は、3 月時点で認定を受けており、4 月に入学予定となっている場合に援助対象となります。
- 3 医療費の対象は、学校保健安全法に定めのある「結膜炎、中耳炎、寄生虫病、むし歯」などの疾病にかかる医療費が援助対象となり、医療券を発行しますので、必要な場合は学校に申し出てください。

【申請方法】

- ・申請書用紙は、学校又は市教育委員会こども教育課にあります。
 - ・「就学援助申請書」に必要事項を記入し、各小・中学校へ提出してください。
- ※民生委員の方からの所見は求めません。ただし、認定に際して必要となった場合は、直接教育委員会から民生委員へ所見を求めることがあります。

【認定結果の通知】

認定・否認定の決定通知を6月中旬（予定）に郵便でお送りします。

【支給時期】

年3回（8月、12月、3月の予定）保護者の口座に振り込みます。ただし、中学校の修学旅行が3月実施の場合、支給は4月となります。

【申請受付期間】

平成24年4月27日（金）まで

※なお、上記の申請受付期間に間に合わない場合でも、随時受付します。その場合、認定日は申請書を受理した日の翌月の1日となります。

【問い合わせ】

妙高市教育委員会こども教育課学校教育係 電話：74-0037（直通）